

第1回仙台市水道事業 基本計画検討委員会

～仙台市水道事業基本計画の策定について～

平成30年11月30日

仙台市水道局

1. 仙台市水道事業の特徴
2. 次期基本計画の位置づけ
3. 現行基本計画の総括
4. 今後の検討の進め方

1. 仙台市水道事業の特徴

1.1 仙台市水道事業の特徴

	特徴	影響
水源	・複数の水源を持っている (市内及び近隣に5つのダム)	・非常時のバックアップが可能 ・通常時は管理する施設が多くなる
	・配水量の約1/4が宮城県の仙南・仙塩広域水道からの受水(県南に大きなダム)	・水源が遠く大きいことから災害リスクの分散が可能 ・広域水道の受水料金の負担が受水市町の経営に大きく影響
地勢	・給水区域が広い (人口密度や配水管延長密度が低い)	・施設の利用効率や投資効率が悪く、水道料金が高くなる
	・高低差を利用した自然流下による配水 (電力消費量の少ないエコな水道)	・災害時でも配水が継続可能 ・環境への負荷が低い ・電気代が低く抑えられている
歴史	・人口増や水需要増に対応し、平成11年度まで拡張事業を実施	・減価償却費や企業債残高が比較的高い ・今後、施設の更新時期が順次到来
	・昭和62年に宮城町、昭和63年に泉市・秋保町と合併	・合併に伴い、小規模施設を多数引き継いだ
	・昭和53年の宮城県沖地震、平成23年の東日本大震災を経験	・管路の耐震化や応急給水施設の整備などが進んだ

1. 仙台市水道事業の特徴

1.2 水道料金に関する指標の比較 ※類似7都市との比較（給水人口100万～200万人）

項目	単位	仙台市(順位)	札幌市	さいたま市	川崎市	京都市	神戸市	広島市	福岡市	平均
給水人口	人	1,056,300(8)	1,953,851	1,293,661	1,509,853	1,464,511	1,524,371	1,230,576	1,561,891	1,449,377
給水面積	km ²	360.64(1)	335.00	217.43	144.35	211.56	286.70	311.45	235.16	262.79
配水管延長密度	km/km ²	9.5(8)	17.9	16.5	16.7	21.3	16.9	17.0	17.1	16.6
20m ³ 当たり料金 ※口径13mm	円	3,488(2)	3,585	3,229	2,278	2,740	2,330	2,354	2,775	2,847
給水原価	円	200.14(1)	163.55	185.89	182.70	154.09	178.88	143.44	190.84	174.94

(平成29年度大都市経営指標便覧、平成28年度水道事業ガイドラインより)



■ 仙台市の給水原価の内訳

減価償却費等	受水費	職員給与費	修繕費	その他
68.61円 (34%)	51.23円 (26%)	27.96円 (14%)	21.46円 (11%)	30.88円 (15%)

- ◆ 家庭用水道料金は最も高い水準であり、人口密度が低く、給水原価が高いことが主な要因。
- ◆ 給水原価が高い要因としては、比較的近年まで拡張事業を行っていたため減価償却費が比較的高いことや、宮城県の広域水道に支払う受水費の負担が大きいことなどが挙げられる。

1. 仙台市水道事業の特徴

1.3 水道施設に関する指標の比較 ※類似7都市との比較（給水人口100万～200万人）

項目	単位	仙台市(順位)	札幌市	さいたま市	川崎市	京都市	神戸市	広島市	福岡市	平均
配水量1m ³ 当たり 電力消費量	kWh/m ³	0.14(7)	0.15	0.24	0.08	0.21	0.34	0.44	0.21	0.23
管路経年化率	%	13.54(6)	10.40	6.64	24.69	18.28	19.59	18.65	20.15	16.49
管路更新率	%	0.83(6)	1.40	0.95	1.78	0.97	0.09	0.63	0.87	0.94
浄水施設の 耐震化率	%	0.0(7)	19.2	40.2	100.0	50.6	0.8	0.0	50.0	32.6
配水池の 耐震化率	%	28.8(7)	82.4	68.9	63.7	24.9	82.7	66.3	95.4	64.1
管路の耐震管率	%	32.3(3)	25.7	45.9	30.2	13.6	36.7	25.8	16.7	28.4
有収率	%	94.5(3)	93.1	95.1	92.4	90.4	93.1	94.5	96.8	93.7
燃料備蓄日数	日	2.1(1)	0.8	1.1	1.5	0.7	1.0	1.3	0.6	1.1

(平成29年度大都市経営指標便覧、平成28年度水道事業ガイドライン、平成28年度経営比較分析表より)

- ◆ 自然流下中心の配水を行っているため、配水量1m³当たり電力消費量が最も低い水準である。
- ◆ 比較的近年まで施設整備を行っていたため、法定耐用年数を超える管路の割合は比較的低い。
- ◆ 管路の耐震管率は比較的高いが、浄水施設や配水池の耐震化率は最も低い水準である。
- ◆ 東日本大震災の教訓を踏まえ、燃料備蓄を増強したため、燃料備蓄日数が最も多い。

1. 仙台市水道事業の特徴

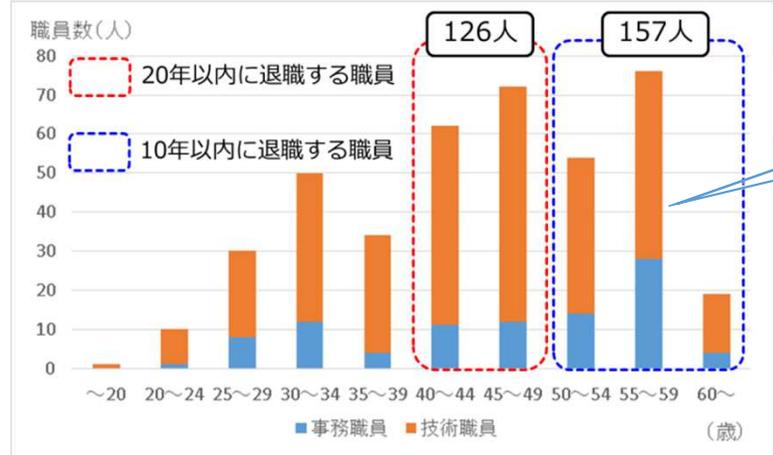
1.4 職員に関する指標の比較

※類似7都市との比較（給水人口100万～200万人）

項目	単位	仙台市(順位)	札幌市	さいたま市	川崎市	京都市	神戸市	広島市	福岡市	平均
職員数	人	409(7)	624	370	552	695	691	637	510	561
平均勤続年数	年	24.3(3)	18.3	19.3	20.3	24.7	28.3	20.5	22.7	22.3
平均年齢	歳	45.1(4)	45.2	41.8	44.7	45.6	48.5	43.7	41.5	44.5

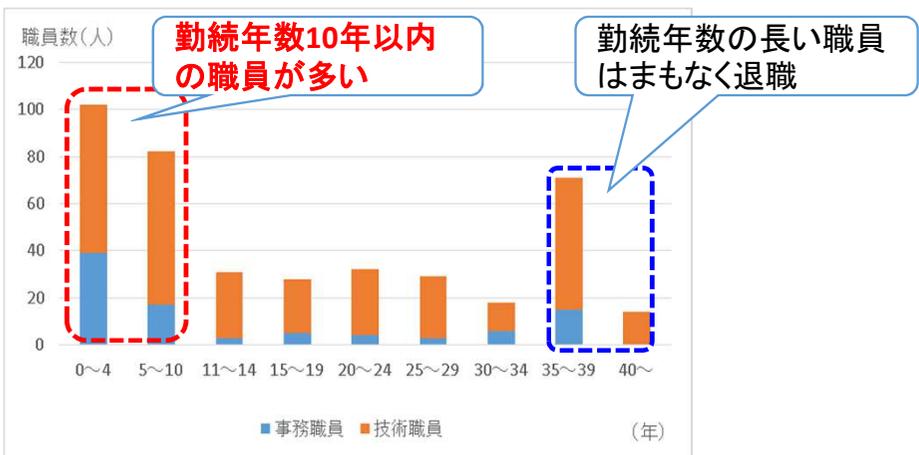
(平成29年度大都市経営指標便覧より)

■ 仙台市水道局職員の年齢構成 (H28年度)



今後20年で
現水道局職員
の約7割が退職

■ 仙台市水道局職員の勤続年数別構成(H28年度)



勤続年数10年以内
の職員が多い

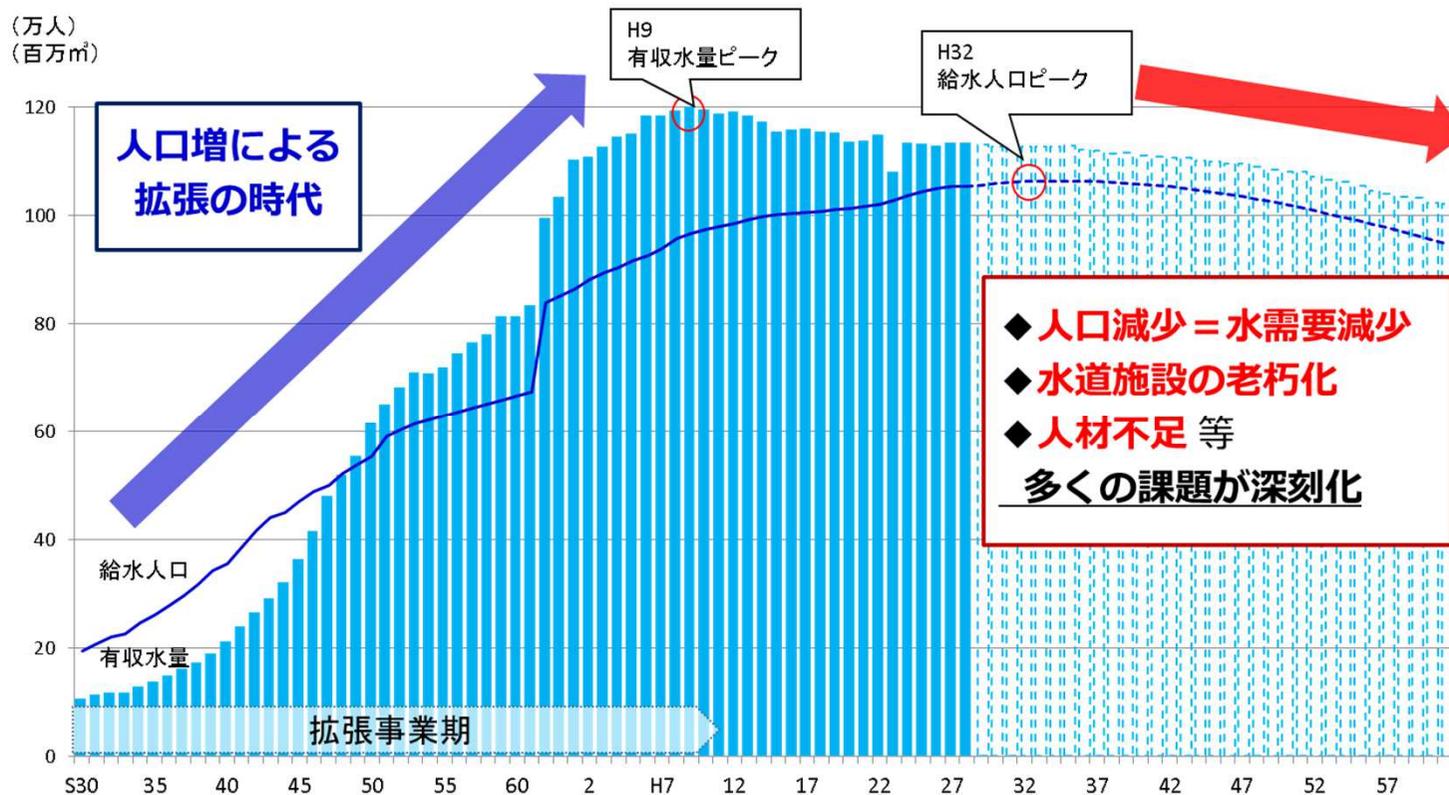
勤続年数の長い職員
はまもなく退職

◆ 平均勤続年数、平均年齢ともに比較的高い水準であり、技術継承や人材育成が課題である。

2.次期基本計画の位置づけ

2.1水道事業を取り巻く環境

■ 仙台市における給水人口及び有収水量の推移

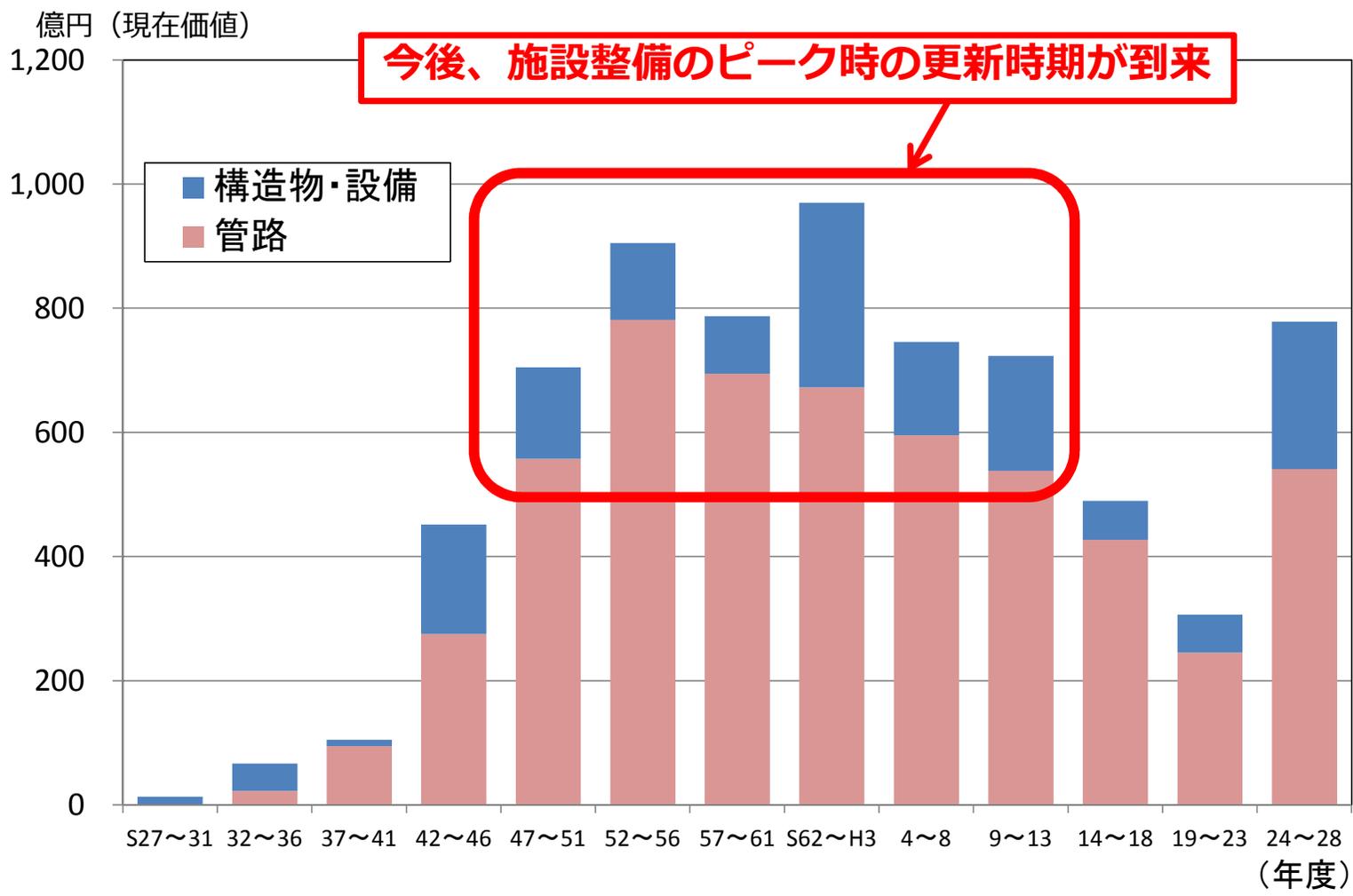


将来にわたり安全な水の安定供給を維持することが困難となる
恐れがあり、今後さらなる水道の基盤強化が求められる

2.次期基本計画の位置づけ

2.1水道事業を取り巻く環境

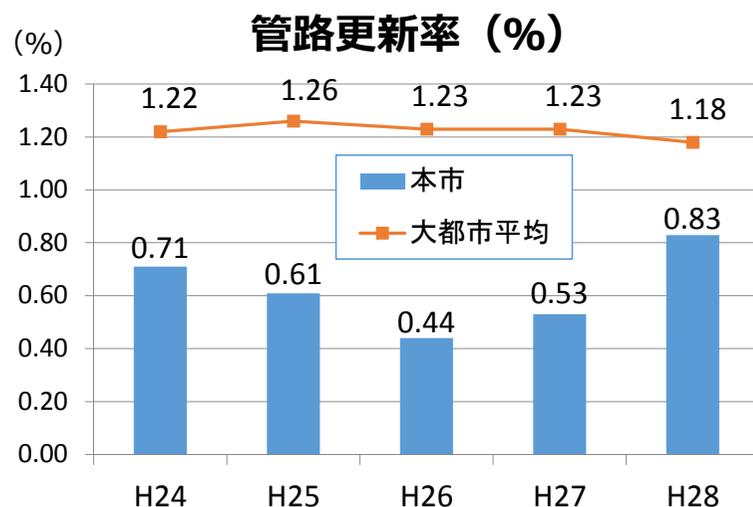
■ 仙台市における建設年度別の保有資産額



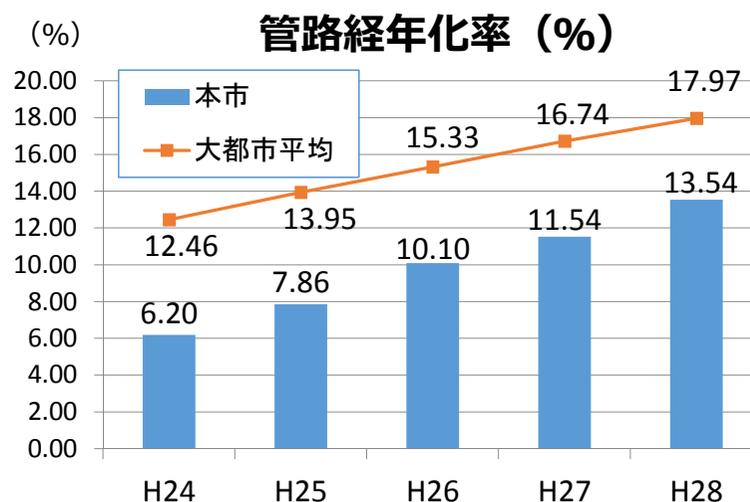
2.次期基本計画の位置づけ

2.1水道事業を取り巻く環境

■ 仙台市における管路の老朽化の現状



当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースを示す。



法定耐用年数（40年）を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示す。

(平成28年度経営比較分析表より)

- 本市では更新ペースを段階的に引き上げているが、大都市平均には及ばない
 - 今後、法定耐用年数（40年）超の管路が増大し、経年化率は上昇が続く見込み
- ⇒**管路の老朽化対策として、さらなる更新ペースアップが必要**

2.次期基本計画の位置づけ

2.1水道事業を取り巻く環境

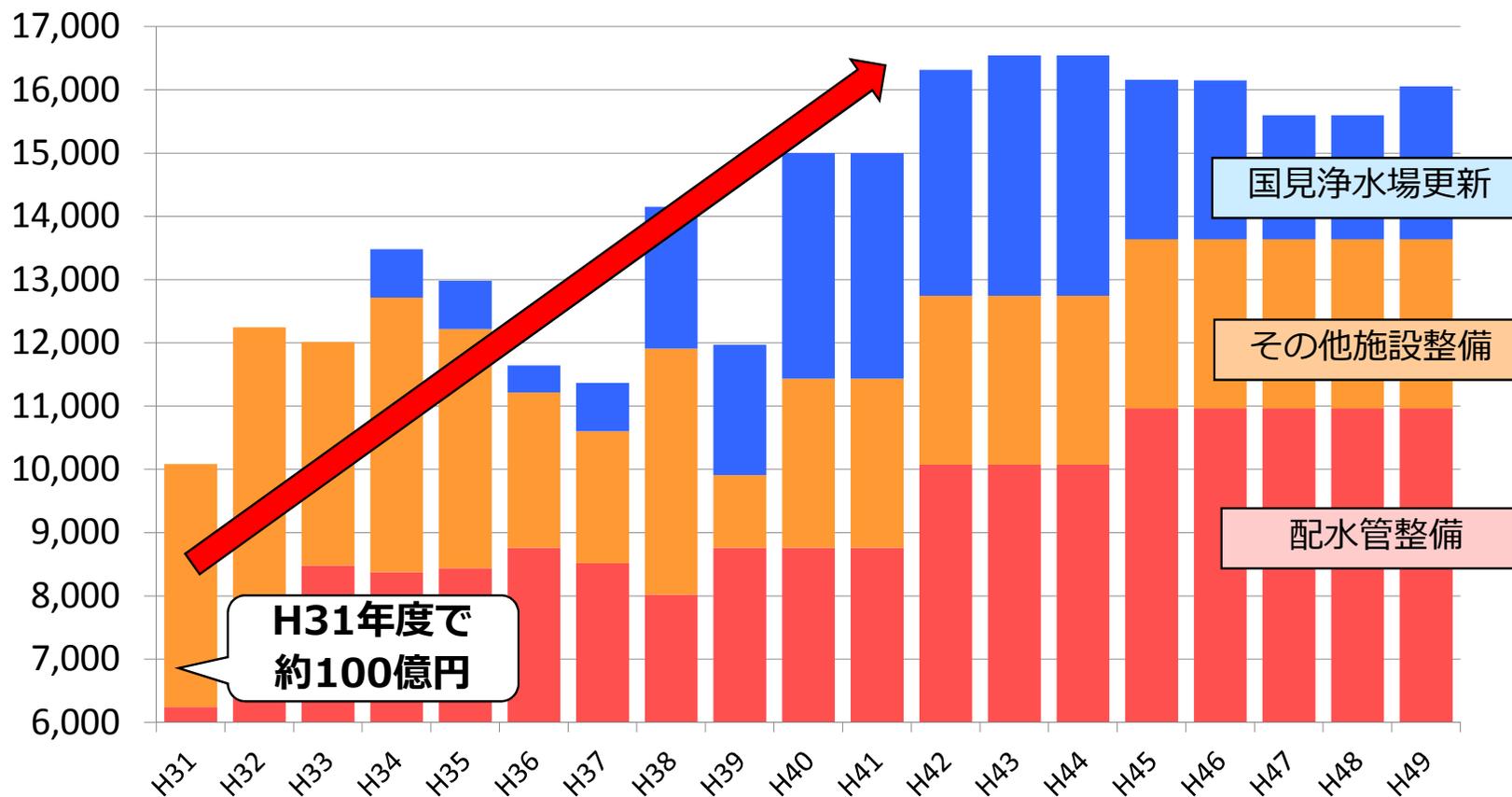
■ 仙台市における今後の建設改良費の推計

更新需要が今後10年間で約1.6倍に

【建設改良費推計の条件】

- ・ **国見浄水場更新** : 各事業費の積上げ
- ・ **その他施設整備** : H39までは各事業費の積上げ
それ以降はH35~39事業費平均
- ・ **配水管整備** : 管路更新予定延長を段階的に引上げ
(80年で全管路を更新)

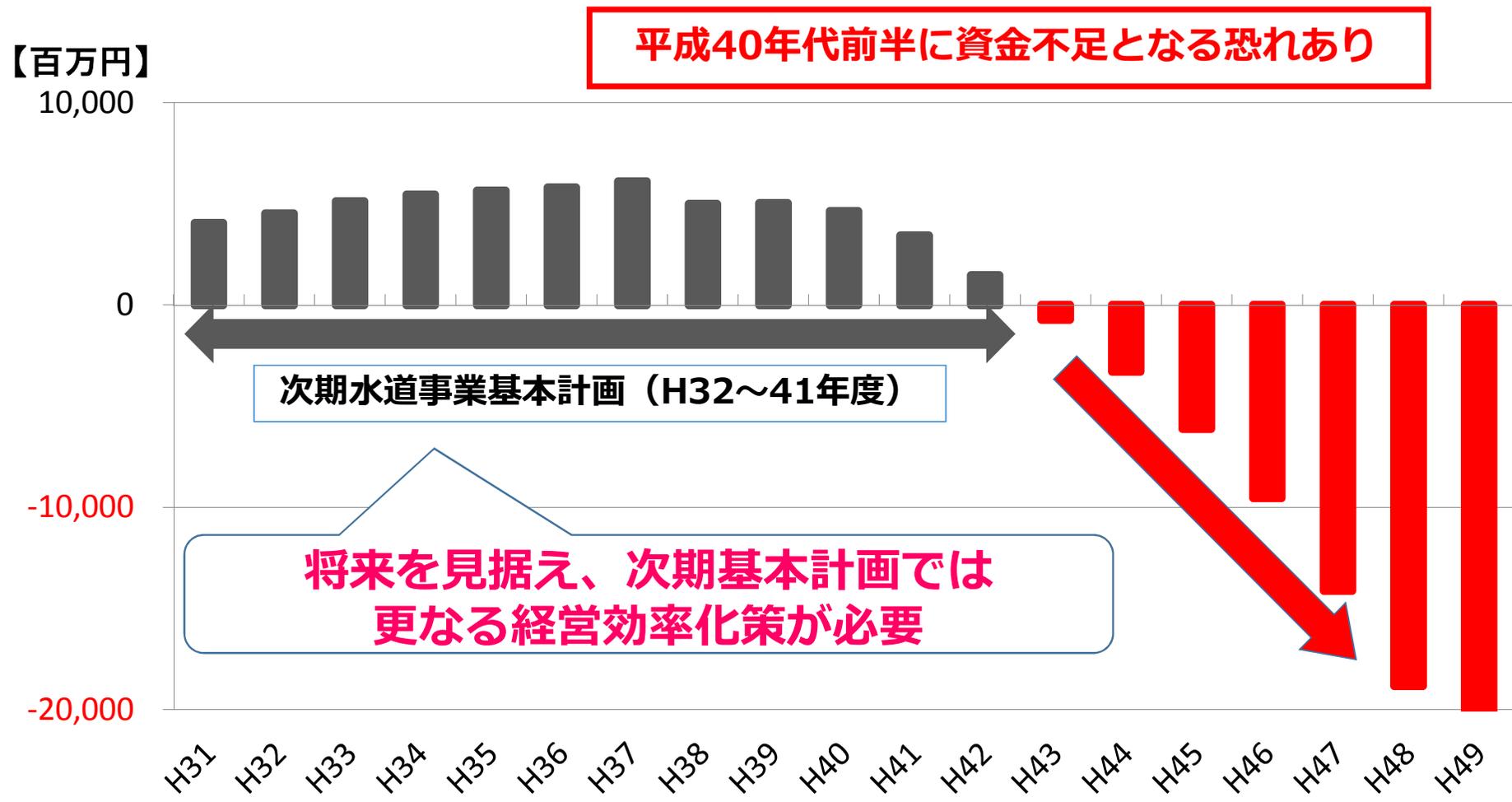
【百万円】



2.次期基本計画の位置づけ

2.1水道事業を取り巻く環境

■ 仙台市における今後の累積資金剰余額の推計



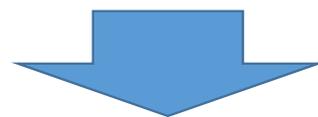
2.次期基本計画の位置づけ

2.2新しい基本計画の概念

現在、本市水道事業は健全な経営を維持しているが、このままでは将来の事業継続が困難となる恐れがある。



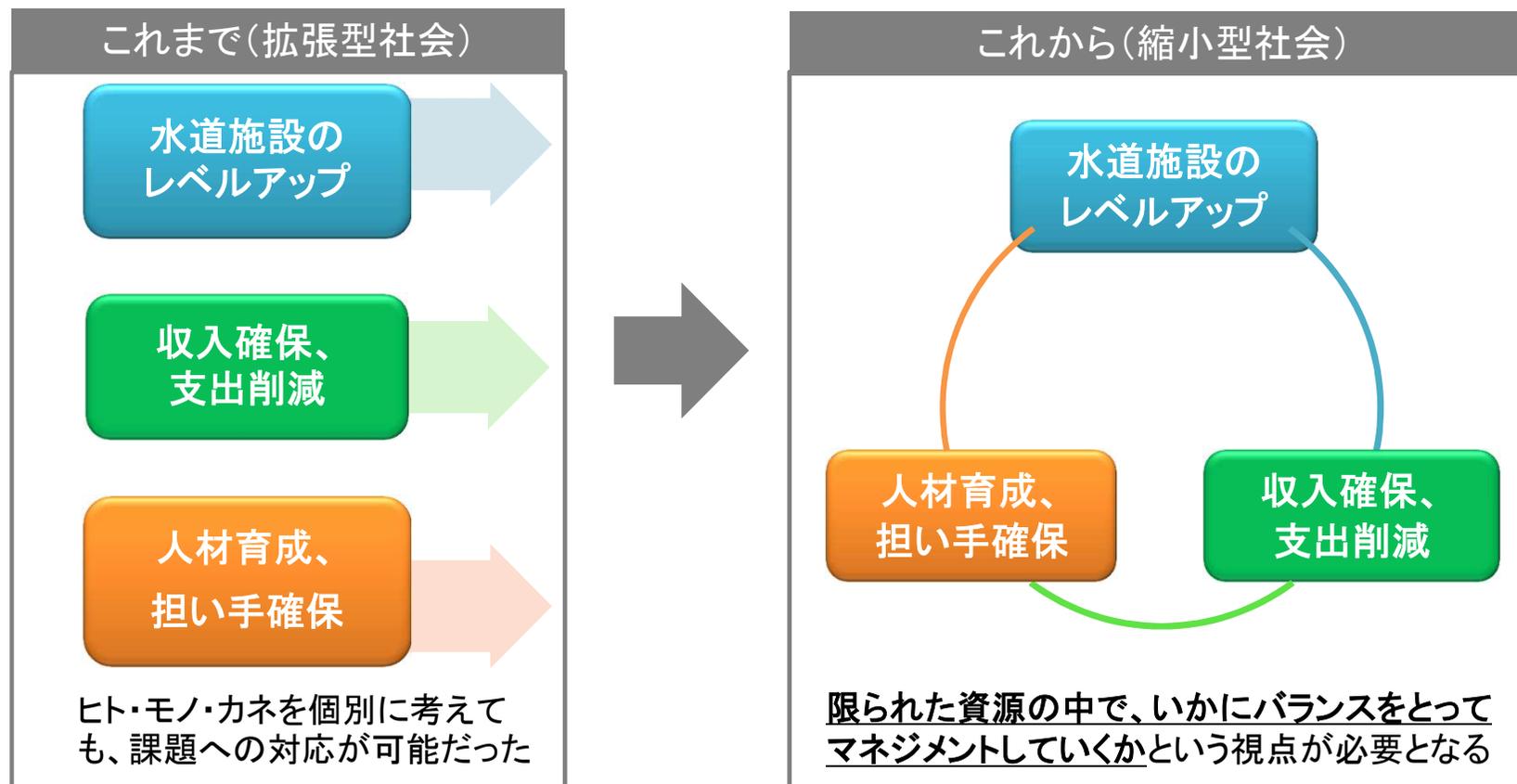
次期基本計画策定に当たっては、これらの課題を踏まえ、30～50年先の将来を見据えたうえで、今後10年間に取り組むべき方策を示す必要がある。



人口増による事業拡張を前提とした従来型計画でなく、**人口減少社会**
に対応した新しい考えで次期基本計画を策定する必要がある。

2.次期基本計画の位置づけ

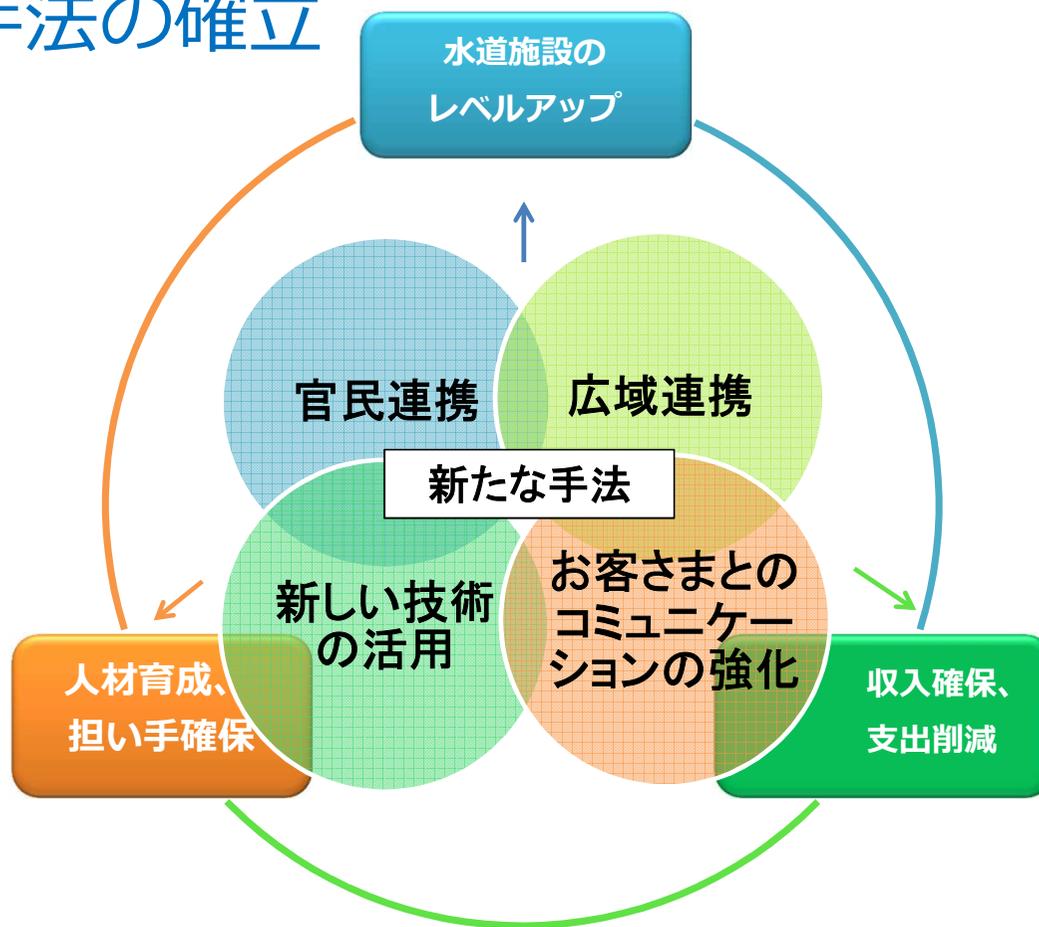
2.2新しい基本計画の概念



従来型の計画策定手法のみでは限界があり、**人口減少社会に対応した新しい考え**が必要となる。

2.次期基本計画の位置づけ

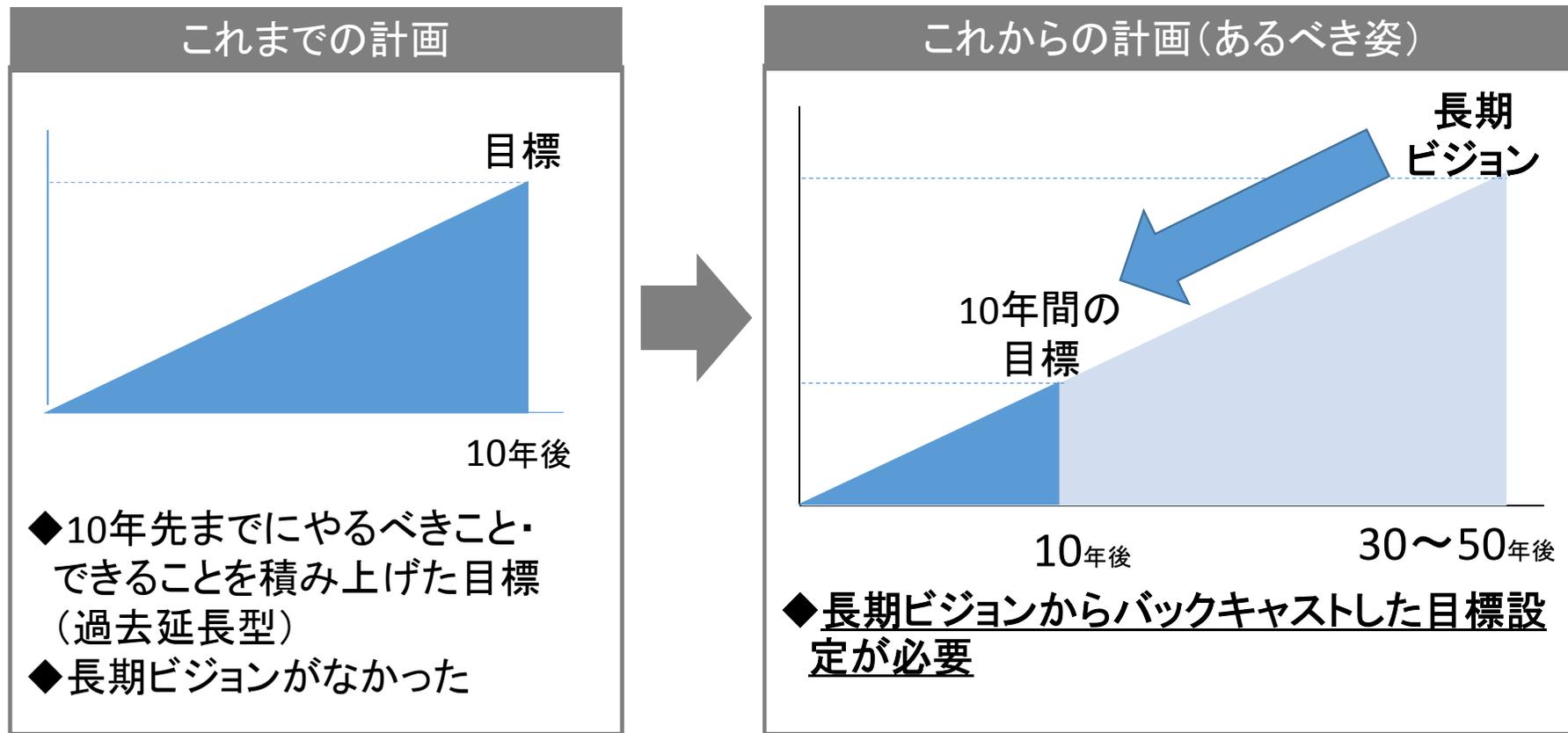
2.3新たな事業手法の確立



縮小型社会においては、生産性や投資効率の向上に資する新たな手法を、多面的に検討することが求められる。

2.次期基本計画の位置づけ

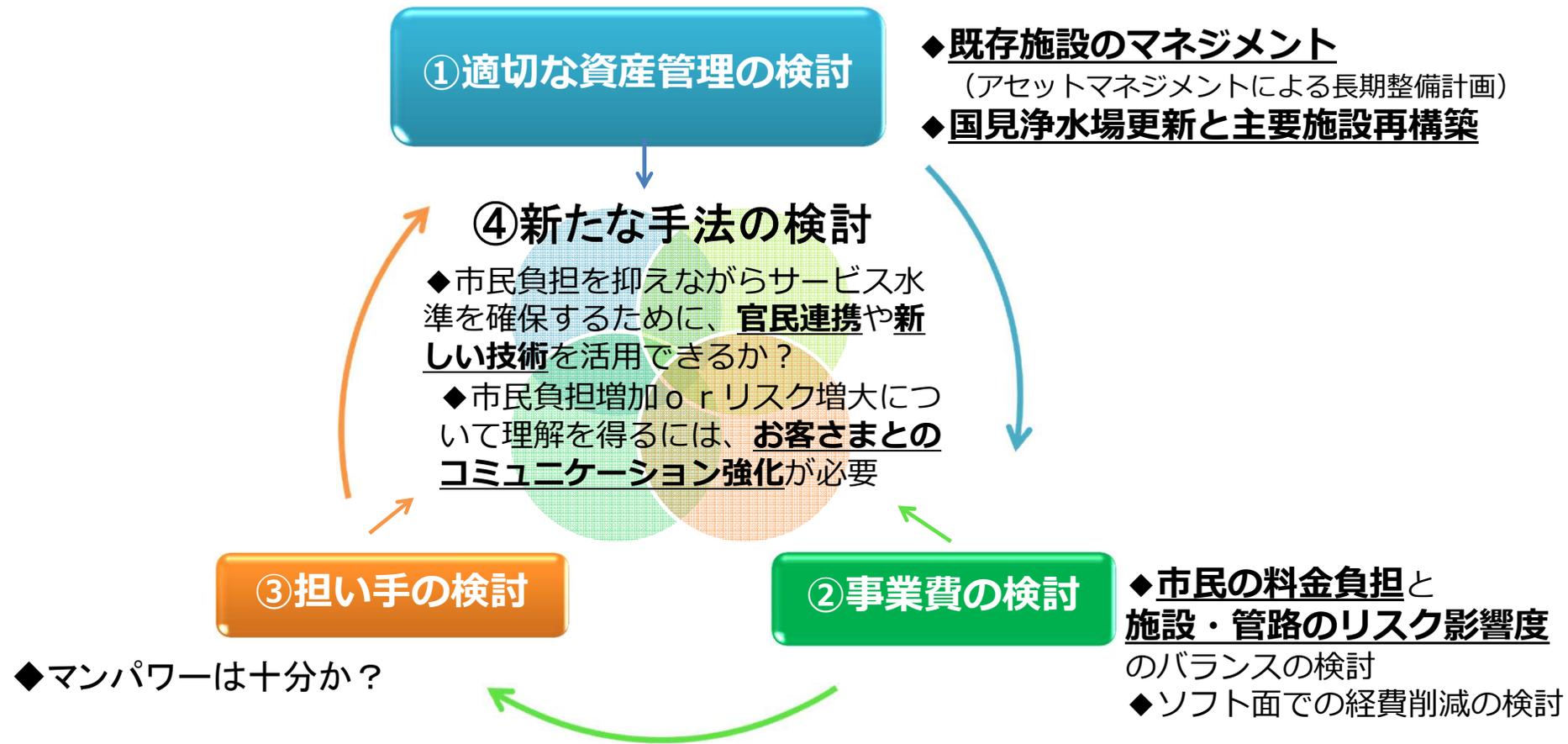
2.4次期基本計画で考慮すべき論点



持続可能な長期ビジョンを描いたうえで、今後10年間に取り組むべき方策を示す必要がある。

2.次期基本計画の位置づけ

2.4次期基本計画で考慮すべき論点



ヒト・モノ・カネのバランスを取って水道の基盤強化をする必要がある。

3. 現行基本計画の総括

3.1 現行基本計画の達成状況と課題

■ 安全・安心で良質な水道水の提供

～水源から蛇口までの水質管理の徹底～

【達成状況】

- ・ 水源保全、主要4浄水場への**高度浄水処理施設**導入、「**仙台市水安全管理対応マニュアル**」の策定、本市**独自の水質目標**の設定など、総合的な水質管理に取り組むことにより、お客さまに安全・安心で良質な水道水を提供することができた。

【粉末活性炭注入設備の様子】



【今後の課題】

- 本市の水道水は、徹底した水質管理により、高い安全性や美味しさを確保していることをお客さまにもっと**PRすることが必要**。

3. 現行基本計画の総括

3.1 現行基本計画の達成状況と課題

■ 安定・信頼の水道システムの確立 ～災害にも強い水道づくりの推進～

【達成状況】

- ・ 震災からの復旧・復興のため、計画の内容を一部見直し、水道施設の更新・耐震化、広域水道単独配水区域の解消など、「**震災対策推進事業**」に重点的に取り組んだことにより、災害に強い施設・システムの整備が進んだ。
- ・ 震災の経験と教訓を踏まえ、**災害時給水栓**の設置拡大、水道施設の**長期停電対策**の充実、他都市・団体との**応援協定締結**や**合同訓練実施**など、ハード・ソフト両面において災害対応力が強化された。

【災害時給水栓（左）合同訓練（右）の様子】



【今後の課題】

- 現計画に掲げた更新・耐震化は着実にやってきたが、施設の更新率は低い水準で、**更新のペースアップ**に向けた対策が必要。また、将来を見据えた**アセットマネジメント**の視点が十分でなかった。
- 危機管理に対応する各種マニュアルや災害時応援協定などの内容について、職員の理解度に差があることから、**局内に浸透させる取組み**が必要。

3. 現行基本計画の総括

3.1 現行基本計画の達成状況と課題

■ お客さまの視点に立った事業運営

～お客さま満足度のさらなる向上～

【達成状況】

- 水道修繕受付センターの設置、地元密着型水道修繕登録店制度の創設、基本料金の日割計算導入、水道料金のクレジットカード決済の導入など、各種お客さまサービスを拡充し、利便性を向上することができた。
- 青下水源地・水道記念館の再整備、浄水場見学・出前水道教室・各種ツアーなど、お客さまの参加・体験型イベントの開催等により、水道事業のPRに努めた。

【水道記念館（左）モニター会議（右）の様子】



【今後の課題】

- 水道モニターや各種イベント参加者等からご意見をいただいていたものの、大規模なお客さまアンケートが長年実施されていなかったことから、**お客さまの声を幅広く収集**することができていなかった。

3. 現行基本計画の総括

3.1 現行基本計画の達成状況と課題

■ 環境に配慮した事業運営 ～「杜の都」の都市環境づくりへの貢献～

【達成状況】

- ・ **太陽光発電**や**小水力発電**といった再生可能エネルギーの導入拡大、施設更新に合わせた**省エネルギー型機器**への切替、**浄水発生土の有効活用**などにより、環境負荷の低減に努めてきた。

【太陽光発電設備（左）省エネルギー型機器（右）の様子】



【今後の課題】

- これまで、環境施策については、**費用対効果**があまり考慮されてこなかったが、今後の厳しい経営状況を勘案すると、事業のあり方を見直す必要がある。

3. 現行基本計画の総括

3.1 現行基本計画の達成状況と課題

■ 経営基盤の強化 ～持続可能な水道経営の実現～

【達成状況】

- ・ 施設の統廃合、給水装置関係業務・水道修繕受付センターの委託化などによる職員数の削減など、経営効率化の取組みにより、**累積欠損金を解消**することができた。
- ・ 将来の水需要減少を見据えた施設規模の適正化や効果的な再配置などについて検討し、平成31年度末までに主要施設の再構築計画を策定することによって、**水道施設の将来構想を具体化**する見込みである。

【廃止した富田浄水場】



【今後の課題】

- 累積欠損金は解消し、当面は安定的な経営を維持できる見込みであるものの、今後の更新財源確保のため、**水道料金のあり方**を検討する必要がある。
- 財政収支について、現在は5年分の見通しを公表していたが、今後は**10年以上の長期的な見通し**を示す必要がある。
- **アセットマネジメントの取り組み強化**を掲げていたが、目指すべき方向性を具体的に打ち出すことができなかつたため、局内全体に考え方が浸透しなかつた。

3. 現行基本計画の総括

3.1 現行基本計画の達成状況と課題

■ 新たな視点に立った事業運営 ～広域化・広域連携、国際貢献に向けて～

【達成状況】

- ・ 近隣市町からの水質検査受託や、県内水道事業者を対象とした合同勉強会や実技講習会の開催等の取組みにより、近隣水道事業者が抱える課題の解決に貢献した。
- ・ 海外技術研修員の受入れや震災における教訓の積極的な情報発信などの取組みにより、海外における水道技術の向上や防災・減災意識の向上に貢献した。

【他都市との実技講習会(左)海外研修生受入(右)の様子】



【今後の課題】

- 今後、経営資源が減少していく中で、広域連携や国際貢献といった取組みについて、**仙台市の立ち位置を明確にする**必要がある。
- 水質検査受託以外で、**本市の技術を活用した広域連携の取組み**を検討していく必要がある。
- 「新たな視点」として、広域化と国際連携だけが掲げられているが、例えば、**新技術活用や官民連携**など、他にも加えられる点がないか検討する必要がある。

3.現行基本計画の総括

3.2現行計画の実績

■ 現行計画の5年間及び10年間の目標は概ね達成

- ・ 水道施設の更新・耐震化（震災からの復旧・復興）
- ・ 災害対策
- ・ 水質管理の充実・強化
- ・ お客さまサービスの向上
- ・ 経営効率化（委託化の推進など）
- ・ 累積欠損金の解消 など

3. 現行基本計画の総括

3.3 現行計画のやり残し・課題

- 中長期的視点が十分ではなかった。
- 厳しさを増す経営環境への対策が十分ではなかった。
- 分野別の施策を並列的に推進していく体系となっており、限られた経営資源をどこに集中させるべきかという検討が不足していた。
- 20年以上、料金を値上げせずに事業運営を行うことができていたので、各事業の効果検証やお客さまへの広報が十分ではなかった。

これまで同様の拡張的な経営状況が続くなら、過去延長型の計画でも問題ないが、次の10年は、**本格的な人口減少社会を迎えるため、考え方を改める必要がある。**

3. 現行基本計画の総括

3.4 次期基本計画に取り入れるべき視点

① 「経営戦略」としての視点

■ 今後10年ほどで資金不足となる恐れがあることから、どうすれば長期収支が均衡するかを考慮し、財政面の裏づけを検証したうえで、仙台市水道事業が目指すべき将来像を設定する必要がある。

⇒ そのためには、将来の事業環境予測を実施し、その結果を踏まえ、次期基本計画では更なる収支改善策を講じる必要がある。

② 「お客さまの理解を得る」という視点

■ 長期的に見ると、水道料金のあり方の検討は避けられない見込みであることから、今後は、これまで以上にお客さまに水道局の取り組みを分かりやすく伝え、料金負担に対するご理解をいただく必要がある。

⇒ お客さまアンケートの結果を分析し、次期基本計画では、お客さまとのコミュニケーション強化に重点的に取り組む必要がある。

4. 今後の検討の進め方

本委員会での審議内容（案）

第1回（H30.11.30）	<ul style="list-style-type: none">・ 仙台市水道事業の特徴・ 次期基本計画の位置付け、現行計画の総括
第2回（H31.2月頃）	<ul style="list-style-type: none">・ 将来の事業環境予測、長期財政収支見通し・ お客さまアンケート結果の分析
第3回（H31.4月頃）	<ul style="list-style-type: none">・ 基本理念と目指すべき将来像・ 今後10年間の施策の方向性
第4回（H31.6月頃）	<ul style="list-style-type: none">・ 次期基本計画の骨子案の説明
第5回（H31.8月頃）	<ul style="list-style-type: none">・ 次期基本計画の中間案の説明
パブリックコメントの実施（H31.10月頃）	
第6回（H31.11月頃）	<ul style="list-style-type: none">・ 次期基本計画の最終案の説明

參考資料

参考1. 仙台市水道事業の沿革

1.1年表

年	月	概要
明治22年（1889）	4月	仙台市制施行
大正 2年（1913）	12月	上水道創設工事着工～大正11年度竣工
12年（1923）	3月	はじめて市内に給水を開始
昭和 6年（1931）	8月	第1次拡張事業着工～昭和8年度竣工
23年（1948）	10月	第2次拡張事業着工～昭和30年度竣工
33年（1958）	4月	第3次拡張事業着工～昭和39年度竣工
41年（1966）	4月	第4次拡張事業着工～昭和52年度竣工
53年（1978）	5月	第5次拡張事業着工～平成11年度竣工
62年（1987）	11月	宮城町と合併
63年（1988）	3月	泉市・秋保町と合併

年	月	概要
平成元年（1989）	4月	市制100周年、政令指定都市に移行
2年（1990）	4月	宮城県仙南・仙塩広域水道からの受水を開始
11年（1999）	5月	行政区域内人口が100万人に到達
12年（2000）	3月	「仙台市水道事業基本計画（平成12年度～21年度）」を策定
17年（2005）	3月	「仙台市水道事業中期経営計画（平成17年度～21年度）」を策定
22年（2010）	3月	<u>「仙台市水道事業基本計画（平成22年度～31年度）」を策定</u> 「仙台市水道事業中期経営計画（平成22年度～26年度）」を策定
23年（2011）	3月	平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）発生
27年（2015）	3月	「仙台市水道事業中期経営計画（平成27年度～31年度）」を策定

※赤字：現行基本計画

参考1. 仙台市水道事業の沿革

1.2 これまでの拡張事業の概要

事業名	計画一日最大給水量	事業の背景と主な施設
創設事業 (大正2～11年度)	18,490m ³	大正12年、広瀬川の支流大倉川を水源に、中原浄水場や荒巻配水所などを整備し、はじめて市内に給水を開始
第1次拡張事業 (昭和6～8年度)	30,000m ³	市域の拡大などを背景に、中原浄水場や荒巻配水所などの施設能力を増強
第2次拡張事業 (昭和23～30年度)	50,000m ³	戦後の復興による人口の増加を背景に、水源を名取川に求め、富田浄水場や大年寺山配水所などを整備
第3次拡張事業 (昭和33～39年度)	140,000m ³	夏季の水不足を背景に、水源を大倉ダムに求め、国見浄水場や安養寺配水所などを整備
第4次拡張事業 (昭和41～52年度)	340,000m ³	産業の発展や下水道の普及といった市民生活の向上による水需要の増大を背景に、水源を釜房ダムに求め、茂庭浄水場や鉤取山配水所を整備
第5次拡張事業 (昭和53～平成11年度)	766,500m ³	将来の水需要の増加が見込まれたことや、その後の1市2町との合併による給水区域の拡大を背景に、安定給水を図るため、宮城県仙南・仙塩広域水道からの受水に係る施設などを整備

参考2.水道施設の状況

2.1水道施設の主要要素



取水施設	ダムや河川の水を安定的に取水する施設。
導水管	取水された原水を浄水場に運ぶ施設。
浄水施設	原水の濁りや臭いを取り除き、安全で良質な水道水を作る施設。
送水管	浄水場から配水池に水を運ぶための管。
配水池	浄水場で作った水を貯留し、使用量に合わせて給水量を調整する施設。
配水管	配水池から給水管まで水を運ぶための管。
給水管	配水管からお客様の家まで引き込まれた管。蛇口などと同様お客様の所有物。

参考2.水道施設の状況

2.2水道水がお客さまに届くまで

【水源】



釜房ダム

仙台市の水源は、市内及び近隣の5箇所のだムと、宮城県仙南・仙塩広域水道からの浄水受水などにより、まかなっています。

【配水池】

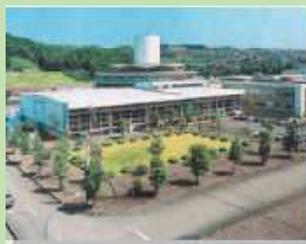


黒森山配水所

・浄水場で処理された水道水は、送水管やポンプ場を経て、配水所に届きます。
・仙台市には67箇所の配水所があり、地域の需要に応じて配水できるように、水道水を一時貯え水量や水圧などを調整しています。

導水管 (39.3km)

【浄水施設】



茂庭浄水場

・水源となるダムからの水は、導水管を経て、浄水場に届きます。仙台市の浄水場は8箇所あり、主要な4箇所の浄水場の中で、茂庭浄水場からの配水量が最も多く、以下国見・福岡・中原の順になっています。
・宮城県仙南・仙塩広域水道などからの受水も約1/4を占め、その他、山間部にある規模の小さい浄水場が4箇所あります。

送水管 (194.4km)

配水管 (3,441.6km)

お客さまへお届け



※平成28年度データ

参考2.水道施設の状況

2.3 仙台市の主要な水道施設

施設の種類	箇所数など		備考
浄水場 (配水能力)	主要	4箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・茂庭 (150,750m³/日) ・国見 (90,000m³/日) ・中原 (34,500m³/日) ・福岡 (44,000m³/日)
	小規模	4箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・作並 (2,000m³/日) ・熊ヶ根 (1,100m³/日) ・野尻 (190m³/日) ・滝原 (160m³/日)
配水所・配水池	61箇所		浄水場からの水道水を一時貯え、水量や水圧などを調整する。
ポンプ場	50箇所		地形の高低差などによる、水圧の低下を解消するため、圧力を加え送水する。
管路	導水管	39.3km	水源となるダムからの水を浄水場まで送る。
	送水管	194.4km	浄水場からの水道水を配水所に送る。
	配水管	3,441.6km	水道水を配水所から各ご家庭などに送る。

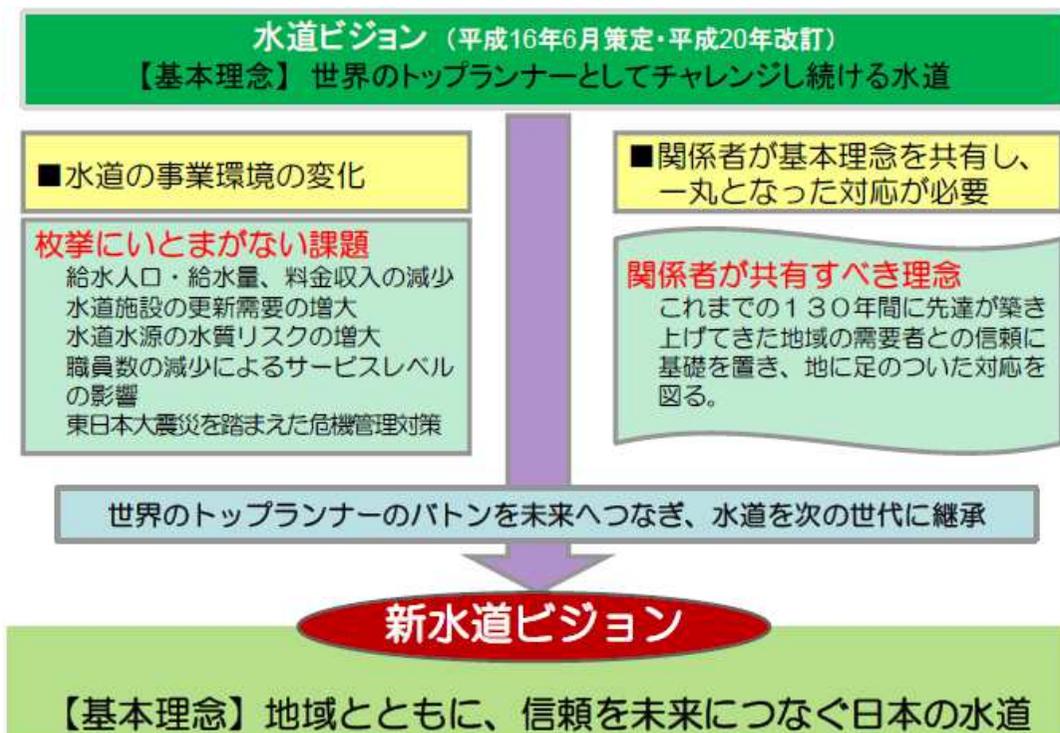


図 仙台市の水道施設概要

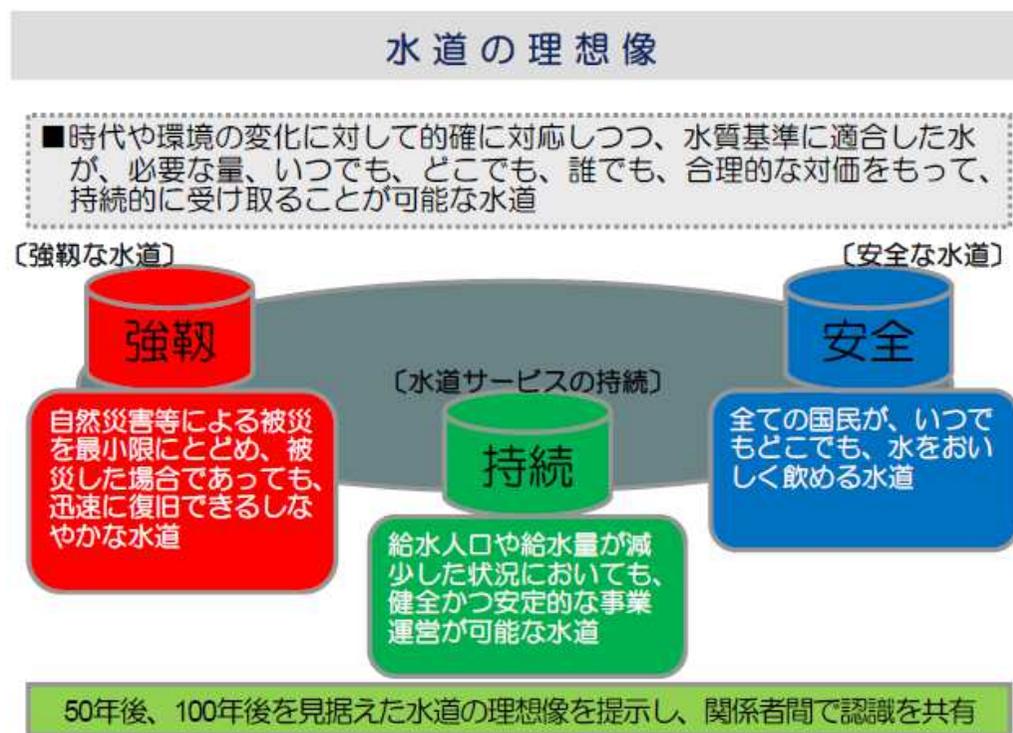
参考3.計画策定に当たり踏まえるべき国の動向

3.1新水道ビジョン（厚生労働省）

■新水道ビジョンの基本理念



■水道の理想像



新水道ビジョンの理想像を実現するため、水道事業者がそれぞれの立場に応じた水道事業ビジョンを策定し、各種施策を推進することが求められている。

参考3.計画策定に当たり踏まえるべき国の動向

3.2経営戦略（総務省）

経営戦略とは？

「経営戦略」とは、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための**中長期的な経営の基本計画**で、総務省が策定を推奨している。

経営戦略の構成要素

収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画。

投資計画

財政計画

財源計画

収支計画以外の取組方針についても策定。

組織効率化

人材育成

広域化

PPP/PFI

経営戦略策定の定義

- 企業（事業）及び地域の現状と、これらの将来見通しを踏まえたものであること
- 計画期間が10年以上となっていること（やむを得ず10年未満とする場合、理由について住民・議会に説明されていること）
- 計画期間内に収支均衡していること（収支均衡していない場合でも、収支ギャップの解消に向けた取組の方向性や検討体制・スケジュールが記載されていること）
- 効率化・経営健全化のための取組方針が示されていること
- 進捗管理（モニタリング）や見直し（ローリング）等の経営戦略の事後検証、更新等に関する考え方が記載されていること
- 住民・議会に公開されていること

住民の日常生活に欠くことのできないサービスを将来も安定的に継続できるよう公営企業（水道事業等）に対し、中長期的な視点に立った経営戦略の策定が求められている。

3.3水道法改正案の概要

■改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため。

■改正内容

・関係者の責務の明確化

→水道事業者等は事業の基盤強化に努めなければならない。

・広域連携の推進

→水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができる。

・適切な資産管理の推進

→水道施設台帳を作成し、保管しなければならない。

・官民連携の推進

→水道施設に関する運営権を民間事業者に設定できる仕組みの導入。

・指定給水装置工事事業者制度の改善

→指定給水装置工事事業者の指定に更新制（5年）を導入。

参考3.計画策定に当たり踏まえるべき国の動向

3.4広域連携に関する改正内容

現状・課題

- 高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化、人口減少社会の到来による給水人口・給水量の減少とそれに伴う料金収入の減少、団塊世代の退職等による水道に携わる職員数の大幅な減少が課題となっている。
- 水道の普及率は97.9%(平成27年度末)となっており、引き続き未普及地域への水道の整備は必要であるものの、水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。
- また、1388の上水道事業の内、給水人口5万人未満の小規模な事業者が952と多数存在(平成26年度)しており、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携が必要となっていることから、広域連携のより一層の推進を図るため、都道府県に、その推進役として一定の役割が期待されている。

改正案

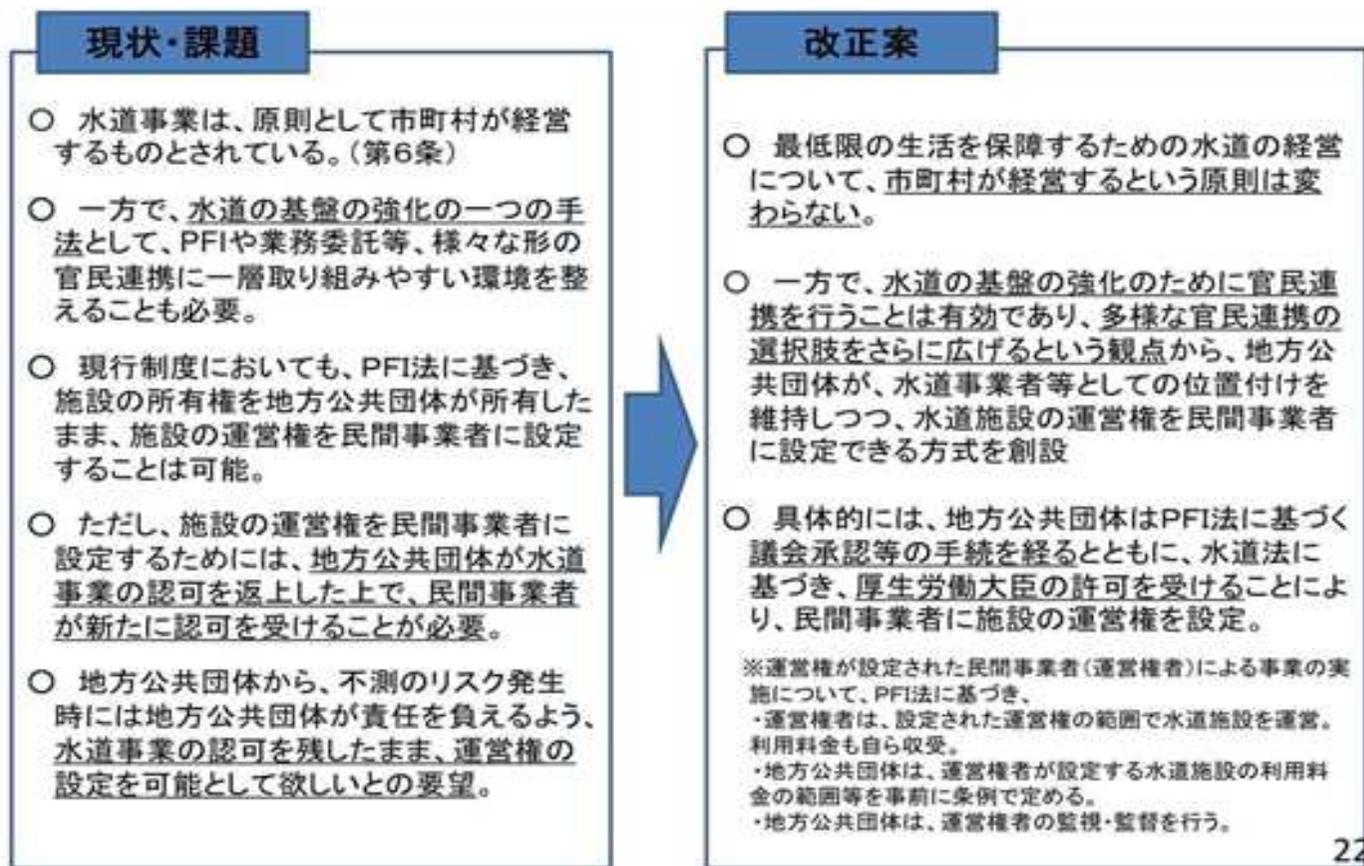
- 法律の目的における「水道の計画的な整備」を「水道の基盤の強化」に変更する。
- 国、都道府県、市町村、水道事業者等に対し、「水道の基盤の強化」に関する責務を規定する。
特に、都道府県には水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を規定する。
- 国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定めることとする。
- 都道府県は水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- 都道府県は、水道事業者等との間の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置できることとする。

21

国、都道府県、市町村、水道事業者等に対して水道の基盤強化に関する責務を規定。
都道府県は、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会の設置が可能となる。

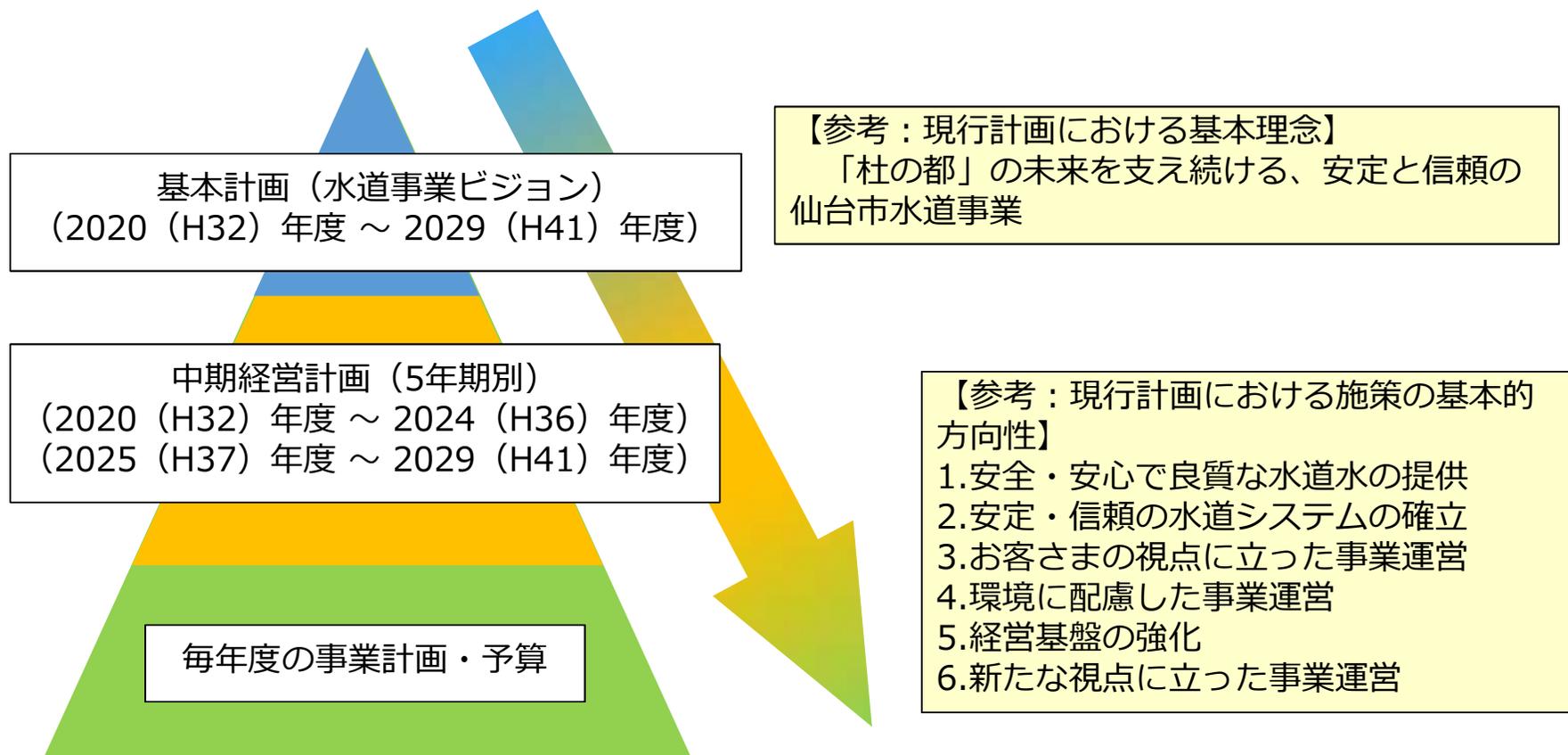
参考3.計画策定に当たり踏まえるべき国の動向

3.5官民連携に関する改正内容



地方公共団体が、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を創設。
厚生労働大臣の許可を受けることで、民間事業者に対して施設の運営権の設定が可能となる。

参考4. 仙台市水道事業の計画体系



今回策定する次期基本計画は仙台市水道事業のマスタートープランに位置づけられ、今後10年間の運営方針を示すものである。